

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 次に該当する方は、傍聴することができません。
 - ① 酒気を帯びていると認められる方
 - ② 会議の進行の妨げになると認められるものを携帯している方
 - ③ その他、運営者において傍聴が不相当と認める方
- (2) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。
 - ① 静粛に傍聴することとし、私語は慎むこと。
 - ② みだりに傍聴席を離れないこと。
 - ③ 拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
 - ④ 飲食しないこと。
 - ⑤ 写真撮影、録画、録音等をしないこと。
 - ⑥ その他、会議の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守らない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。